平戸市御崎地区農業集落排水事業経営戦略

（改訂版）

（令和８年度～令和 13 年度）

令和８年３月

平戸市役所生月支所

第１章　経営戦略の策定について
１　経営戦略策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　経営戦略策定の対象及び投資・財政計画期間・・・・・・・2

第２章　農業集落排水事業の現状と課題
１　事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）事業の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
①施　設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
②使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
③組　織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（２）民間活力の活用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（３）経営比較分析表を活用した現状分析・・・・・・・・・・3
２　将来の事業環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（１）処理区域内人口の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（２）有収水量の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（３）使用料収入の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（４）施設の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
３　経営の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
４　投資・財政計画（収支計画）・・・・・・・・・・・・・・・・5
（１）投資・財政計画（収支計画）・・・・・・・・・・・・・・5
（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明・5
①収支計画のうち投資についての説明・・・・・・・・・・・5
②収支計画のうち財源についての説明・・・・・・・・・・・5
③収支計画のうち投資以外の経費についての説明・・・・・5
（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
①今後の投資についての考え方・検討状況・・・・・・・・・6
②今後の財源についての考え方・検討状況・・・・・・・・・6
③投資以外の経費についての考え方・検討状況・・・・・・6
５　経営戦略の事後検証、改定等に関する事項・・・・・・・7

別紙（投資・財政計画）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

平戸市農業集落排水事業経営戦略（令和７年度改定版）

団　体　名	平戸市
事　業　名	農業集落排水事業
策　定　日	令和８年３月
計画期間	令和８年度　～　令和 12 年度

第１章　経営戦略の策定について

１　経営戦略策定の背景

農業集落排水事業は、本市の農村地域における農業用排水の水質保全、生活排水の適正処理、公衆衛生の向上に資するために欠かすことのできない重要な役割を果たしています。

本市の農業集落排水事業は、御崎地区では平成 14 年度から供用を開始しており、供用開始から 20 年以上が経過しております。

従って、今後は施設の維持管理及び更新投資が事業の中心となりますが、財政状況としては、人口の減少や節水機器の普及により使用料収入の減少が進む見込みでありますので、施設や機器類の老朽化による修繕や更新等により維持管理費が増大すれば、今後の事業の経営環境はますます厳しさを増すことが想定されます。

平成 26 年８月、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、各地方公共団体は事業会計ごとに「経営戦略」を策定するよう要請されました。さらに、平成 28 年１月に「経営戦略の策定推進について」、平成 31 年３月に「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」、令和４年１月 25 日には「経営戦略の改定推進」の通知が出されており、継続的な経営戦略の改定が求められています。

このような中、農業集落排水事業は、従来公営企業法非適用事業として事業実施しており、平成 29 年３月には中長期的な経営計画として「平戸市農業集落排水事業経営戦略」を策定しましたが、令和２年３月に経営成績及び財政状態を的確に把握した結果、令和 12 年度を目途に農業集落排水事業から、個別合併浄化槽への移行し事業を廃止する方針を決定いたしました。

このような現状を踏まえ、経営状況の分析を行ったうえで、経営健全化や経営基盤の強化を図り、個別合併浄化槽移行までの将来計画を策定するために「平戸市農業集落排水事業経営戦略」を改定します。

2　経営戦略策定の対象及び投資・財政計画期間

本経営戦略の対象は、本市の農業集落排水事業とします。

また、中長期的な経営の指針とするため、投資・財政計画期間は令和８年度から令和 13 年度までの ６年間とします。

第２章　農業集落排水事業の現状と課題

1　事業概要

（1）事業の現況

①施　設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 14 年度 (23 年)	法適(全部適用・一部摘要) 非　適　の　区　分	非適
処理区域内人口密度	14.7 人/ha	流域化下水道等への 接　続　の　有　無	無
処理区数	１処理区（御崎処理区）		
処理場数	１箇所（御崎地区クリーンセンター）		
広域化・共同化・最適化 実施状況＊1	御崎地区処理区については、周りに他の処理区や公共下水道施設等もないため、広域化・共同化・最適化は実施していない。		

*1　「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

②使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用の使用料は、7 ㎥まで定額の基本使用料と、基本水量を超過した水量にかかる超過使用料の合計額で徴収している。 　水道水を使用した場合の汚水量は、水道メーターの指針により算定した水量とするが、水道水以外の水（地下水）は水道メーターに反映されないことから地下水等使用を確認し汚水量を増減する。 ①　基本料金　7 ㎥まで　2,570 円 ②　超過料金　8 ㎥～　　280 円/㎥
業務用使用料体系 の概要・考え方	該当なし
その他の使用料体 系の概要・考え方	該当なし
条例上の使用料*2 （２０㎥あたり） ※料金改定時分を記載	平成 14 年６月～　4,620 円　（消費税 5%） 平成 26 年４月～　4,670 円　（消費税 8%） 平成 29 年４月～　6,160 円　（料金改定） 令和１年 10 月～　6,210 円　（消費税 10%）

*2　条例上の使用料とは、一般家庭における２０㎥あたりの使用料をいう。

③ 組　織

職 員 数	２名
事業運営組織	本市の農業集落排水事業は、平戸市役所生月支所で事業運営を行っております。

（２）民間活力の活用等

民間活用の状況	ア　民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場及びマンホールﾎﾟﾝﾌﾟ場等当該事業に係る施設について、定期点検、清掃、簡易修繕、汚泥運搬等維持管理を民間への委託としている。
	イ　指定管理者制度	該当なし
	ウ　ＰＰＰ・ＰＦＩ	該当なし
資産活用の状況	ア　エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	該当なし
	イ　土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	該当なし

*4　「エネルギー利用」とは、下水汚泥･下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5　「土地・施設等利用」とは、土地･建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

（３）　経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

経営比較分析表については、別添のとおり。

2　将来の事業環境

（１）処理区域内人口の予測

平戸市の人口は年々減少し、国立社会保障人口問題研究所による行政人口の推計では令和 12 年度には 23,611 人となる見込みです。

令和６年度末における農業集落排水事業の処理区域内人口は、138 人、また、農集水洗化人口は 93 人で、水洗化率は 67.39％となっている。

令和 11 年度から個別合併浄化槽へ切り替えるため、農業集落排水事業としての水洗化率は減少するが、全体的な水洗化人口に大きな変化はない。

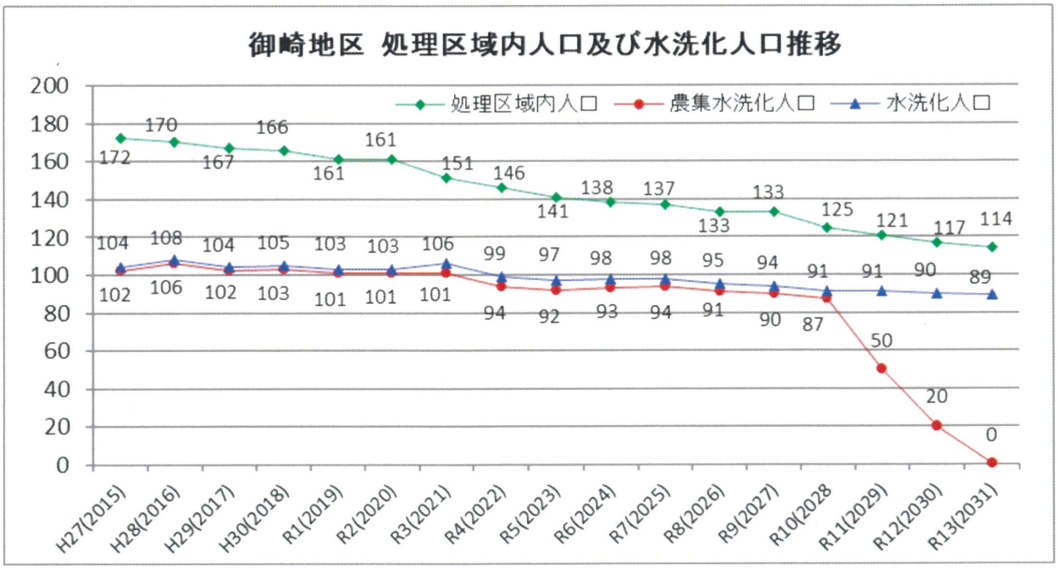

（２）有収水量の予測

平戸市農業集落排水事業の有収水量については、上下動を繰り返しながら、人口及び水洗化人口の減少に伴い減少していくものと考えられ、令和 11 年度から個別合併浄化槽へ切り替えを行っていくため減少し、令和 13 年度には事業を廃止する計画である。

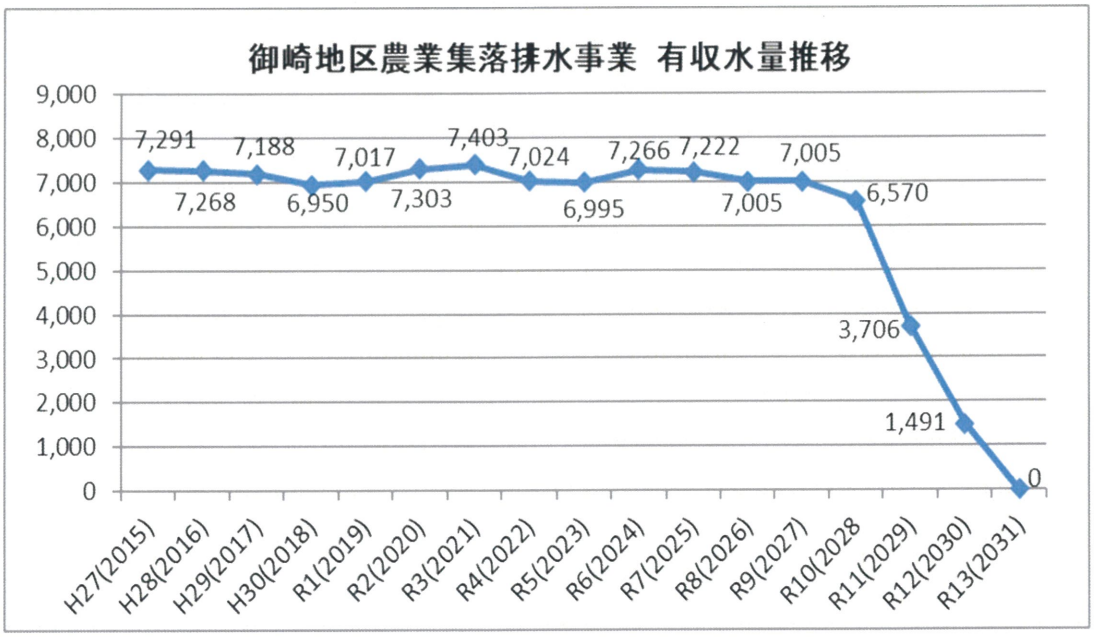

（３）使用料収入の見通し

使用料収入は、上記で求めた有収水量を使用し加減している。令和 11 年度から個別合併浄化槽へ切り替えを行っていくため減少し、令和 13 年度には事業を廃止する計画である。

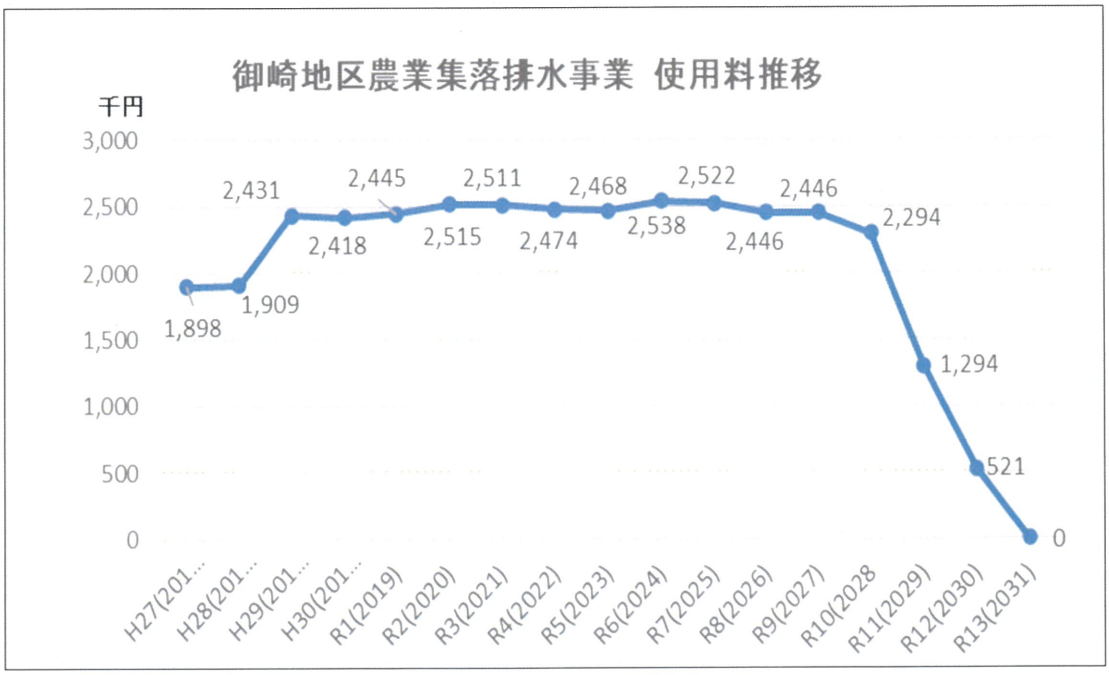

（4）施設の見通し

平戸市における農村地域の集落を整備する集落排水事業は、平成14年度に生月町御崎地区において農業集落排水施設の供用を開始しました。現在も小規模集落排水1地区のみで、周囲には集落排水はおろか下水道を整備しているところはなく広域化・共同化・最適化を図ることが不可能な状況で運営を行っている。

この施設は、供用開始から23年が経過しており、老朽化による施設・機器等の更新を行っていかなければならない時期を迎えている。

また、汚水処理施設として「周辺環境の改善」、「トイレの水洗化」、「川・海等の水質保全」を図る役割があるので、事業廃止までの間、収支の状況を見ながら適正に維持管理をしていく必要がある。

3　経営の基本方針

現在、人口減少・節水等による使用料収入の減少、施設の老朽化、執行体制の脆弱化、大規模地震等災害リスクの増大等、最も重要な社会基盤の一つである下水道事業を取り巻く環境は厳しい状態にある。

そのような中、平戸市農業集落排水事業は、令和2年3月に令和12年度を目途に個別浄化槽への転換を図ることを決定しており、転換に向けて維持管理費の抑制、転換後の施設設備の処分方法などを考え運営を行っていかなければならない。

4　投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

当該施設としては、令和12年度の個別合併浄化槽移行までの期間、維持管理費の抑制に努め現施設を効率的に運営していかければならないため、なるべく投資を行わない方針である。しかしながら突発的に発生する機器等の故障等には適切に対処していかなければならないため、必要最小限の投資は発生してくるものと考える。

上記を加味した本計画期間中の修繕費総額は500万円であり、単年度あたりの修繕費平均額はおよそ83万円を見込んでいる。

②収支計画のうち財源についての説明

収益的収入として、使用料は、令和6年度決算額を基本に令和6年度以前の各年度の伸び率を乗じて算定し計上している。また、他会計繰入金は、今後の起債償還額に沿って利子相当額を計算したうえで赤字補填となる基準外繰入金を加えて求めている。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

処理場を含めた施設維持管理は、民間委託（施設維持管理、簡易修繕）を採用しており、今後も継続する予定でいる。また、薬品費は、施設管理委託料の中に含まれる関連経費として見込んでいる。
また、令和11年度から令和12年度にかけ個別合併浄化槽への移行について、補助制度による整備を予定している。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFI など）	該当なし
その他の取組	令和 12 年度を目途に農業集落排水事業から個別合併浄化槽へ移行する

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在の使用料は、全国でも極めて高い使用料であり、現段階でも受益者に負担を強いている。また、令和 12 年度を目途に合併浄化槽への移行を決定しているため喫緊での料金の見直しは、予定していない。
資産活用による収入増加 の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	該当なし
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	電力自由化等、選択肢が増加していることから、電気に関する契約内容が現状に見合ったものであるか、検討を行う。
薬品費に関する事項	施設維持管理委託の中に含まれるため民間業者と協議調整を行う。
修繕費に関する事項	定期点検を実施する過程で、修繕が必要であることが認められた資産については、適切に修繕を実施し、長寿命化に努める。
委託費に関する事項	委託費については、現行の施設維持管理についてのみ民間業者と委託する。
その他の取組	該当なし

5　経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今回策定した経営戦略は、令和12年度を目途に個別合併浄化槽に切り替える決定をしているため、計画期間6年間という中短期計画である。今後、本計画で想定していない事象が発生した時、社会情勢の変化、施設の老朽化など本市を取り巻く環境に大きな変化が発生し、本計画にも影響を及ぼすと判断した場合には計画期間内であっても本計画を見直す。

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度		前々年度（決算）	前年度（決算見込）	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度				
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	14,059	12,391	12,569	10,943	10,633	33,745	38,565	62,294	0	0	0	0
		(1) 営業収益 (B)	2,537	2,522	2,446	2,446	2,294	1,294	520	0	0	0	0	0
		ア 料金収入	2,537	2,522	2,446	2,446	2,294	1,294	520	0				
		イ 受託工事収益 (C)												
		ウ その他												
		(2) 営業外収益	11,522	9,869	10,123	8,497	8,339	32,451	38,045	62,294	0	0	0	0
		ア 他会計繰入金	11,522	9,869	10,123	8,497	8,339	32,451	38,045	62,294				
		イ その他												
	収益的支出	2 総費用 (D)	7,479	5,687	5,738	5,525	5,467	30,393	36,998	61,011	0	0	0	0
		(1) 営業費用	6,802	5,136	5,314	5,223	5,267	30,289	36,947	60,990	0	0	0	0
		ア 職員給与費												
		うち退職手当												
		イ その他	6,802	5,136	5,314	5,223	5,267	30,289	36,947	60,990				
		(2) 営業外費用	677	551	424	302	200	104	51	21	0	0	0	0
		ア 支払利息	677	551	424	302	200	104	51	21				
		うち一時借入金利息												
		イ その他												
	3 収支差引 (A)-(D) (E)		6,580	6,704	6,831	5,418	5,166	3,352	1,567	1,283	0	0	0	0
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(1) 地方債												
		うち資本費平準化債												
		(2) 他会計補助金												
		(3) 他会計借入金												
		(4) 固定資産売却代金												
		(5) 国（都道府県）補助金												
		(6) 工事負担金												
		(7) その他												
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	6,580	6,704	6,831	5,418	5,166	3,352	1,568	1,283	0	0	0	0
		(1) 建設改良費												
		うち職員給与費												
		(2) 地方債償還金 (H)	6,580	6,704	6,831	5,418	5,166	3,352	1,568	1,283				
		(3) 他会計長期借入金返還金												
		(4) 他会計への繰出金												
		(5) その他												
	3 収支差引 (F)-(G) (I)		△ 6,580	△ 6,704	△ 6,831	△ 5,418	△ 5,166	△ 3,352	△ 1,568	△ 1,283	0	0	0	0

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度				
収支再差引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	△1	0	0	0	0	0
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)−(K)+(L)−(M) (N)	0	0	0	0	0	0	△1	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)−(O) 黒字 (P)												
実質収支 (N)−(O) 赤字 (Q)												
赤字比率（$\frac{(Q)}{(B)-(C)}$ ×100）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率（$\frac{(A)}{(D)+(H)}$ ×100）	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0	0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)−(C) (S)	2,537	2,522	2,446	2,446	2,294	1,294	520	0	0	0	0	0
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	0											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)												

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度				
収益的収支分	11,522	9,869	10,123	8,497	8,339	32,451	38,045	62,294	0	0	0	0
うち基準内繰入金	11,522	9,869	10,123	8,497	8,339	32,451	38,045	62,294	0	0	0	0
うち基準外繰入金												
資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合計	11,522	9,869	10,123	8,497	8,339	32,451	38,045	62,294	0	0	0	0